

令和元年第2回定例会（6月議会）

教育公安委員会提出資料
（所管事項審査関係資料）

令和元年6月10日

教 育 委 員 会

目 次

総務課

- ・「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」
の策定について 別紙

義務教育課

- ・教職員の懲戒処分について 1
- ・教職員の懲戒処分について 2

高校教育課

- ・秋田県公立高等学校入学者選抜に係る
検討委員会の設置について 3

教職員の懲戒処分について

義務教育課

- 1 処分に係る事案 酒気帯び運転
- 2 被処分者 北秋田市立小学校
教諭 50代 男性
- 3 処分発令年月日 令和元年6月5日（水）
- 4 根拠法令 地方公務員法第29条第1項（懲戒）
- 5 処分の種類 停職 1年

6 処分の理由

当該教諭は、3月25日（月）帰宅途中に購入したウイスキーを自宅で飲み、翌日の出勤途中、警察車両に停車を指示され、呼気検査をしたところ、0.32 mg/lのアルコールが検出されたため、検挙された。

かかる行為は、教育公務員としての信用を傷つける行為であり、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に反する。

7 その他

当該教諭に対して指導すべき立場にあった当該校の校長に対しては、北秋田市教育委員会教育長に対して口頭等による訓告を要請した。

教職員の懲戒処分について

義務教育課

- 1 処分に係る事案 盗撮
- 2 被処分者 秋田市立秋田西中学校
講師（臨時） たておか 館岡 しゅうと 修人（28歳） 男性
- 3 処分発令年月日 令和元年6月6日（木）
- 4 根拠法令 地方公務員法第29条第1項（懲戒）
- 5 処分の種類 免職

6 処分の理由

当該講師（臨時）は、4月9日（火）午前11時45分頃、同職する女性講師（臨時）のスカートの中を小型カメラで盗撮しようとした。また、同日午後3時15分頃、同職する別の女性講師（臨時）のスカートの中を同じカメラで盗撮した。

かかる行為は、教育公務員としての信用を傷つける行為であり、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に反する。

7 その他

当該教諭に対して指導すべき立場にあった当該校の校長に対しては、秋田市教育委員会教育長に対して口頭等による嚴重注意を要請した。

秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会の設置について

高校教育課

1 目 的

変化の激しい社会を生きていくために必要となる資質・能力の育成に向けて、望ましい入学者選抜制度の在り方について検討するために、秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会（以下「検討委員会」）を設置する。

2 背 景

- ・ 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の改訂
- ・ 中学校と高等学校の学びのより円滑な接続に向けた環境整備の必要性

3 概 要

- ・ 内容：現行制度の検証及び今後の方向性についての検討
- ・ 構成：学識経験者、教育関係者及び保護者代表の12名（予定）

4 今後の予定

6月中	教育長による諮問
7月～1月	検討委員会開催（5回程度）
11月頃	素案発表
12月～1月	パブリックコメント実施
1月下旬～2月	教育長へ答申

成案発表

※検討状況に応じて、検討委員会の回数や答申の時期を見直す。

